

部活動に係る活動方針

鹿屋市立花岡中学校

1 本校の活動方針について

「部活動に係る活動方針」（以下「方針」）は、スポーツ庁・文化庁が策定したガイドラインに則り、鹿児島県教育委員会及び、鹿屋市教育委員会がそれぞれ策定した「部活動の在り方に関する方針」を基に、花岡中学校の教育活動の一環として行われる部活動の在り方についての方針を示すものである。

2 部活動の指導の在り方等について

- (1) 異年齢の活動を通して、連帯感・責任感を高め、他者とのコミュニケーション力を培うとともに、生徒が、自ら「気づき・考え・実行する」自主性・自発性を醸成し、多様な学びの場となるように、観察、助言、指導を行う。
- (2) 勝利至上主義に陥ることなく、活動の楽しさを味わったり、自尊感情を培ったりする活動を心がけるとともに、成長著しい中学生期であることを十分考慮し、個々の技能に応じた指導を行い、バランスのとれた心身の成長と有意義でかつ、充実した学校生活につながるように配慮する。
- (3) 日常の教育活動と同様に、生徒の人権に十分配慮し、体罰等に該当する行為による指導が行われないようにする。また、保護者及び関係者への対応も丁寧に行う。

3 部活動計画・活動実績の提出について

- (1) 顧問は、様式により年間活動計画及び月の活動計画と活動実績を毎月管理職に提出する。月の活動計画については、前月末までに保護者にも示し、理解と協力を求める。
- (2) 管理職は、各部活動の計画・実績を集約して適時、指導・是正を行う。

4 1日の活動時間について（合理的でかつ効率的・効果的な指導に努める。）

- (1) 平日は、2時間程度とする。
- (2) 土・日、休業日（長期休業も含む）は、3時間程度とする。

5 適切な休養日の設定について（活動・食事・休養及び睡眠のバランスを考慮する。）

- (1) 週当たり2日以上以上の休養日を設ける。
 - ア 2日以上以内の内訳は、月～金曜日に1日以上、土曜又は日曜日（週末）に1日以上を休養日とする。
 - イ 週末の大会（試合・コンクール）等への参加のために活動・参加した場合は、休養日を他の日（できるだけ近日）に振り返る。（翌週に3回の休養日をとる。）
- (2) 長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。
- (3) 部活動以外にも、家族での活動や地域活動、ボランティア活動、リーダー育成等の青少年育成活動等、多様な活動を行うことができるように、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

6 大会（競技大会）やコンクール等への参加について

- (1) 大会・コンクール等への出場については、原則として年間12回までとする（競技団体主催の学校名を使用する大会を含む）。ただし、中体連の主催する（地区・県・九州・全国）大会は、この12回に含まないものとする。
- (2) 練習試合及び合宿など、3時間程度を超えて計画するときは、月ごとの計画書を提出する際に、実施前後の休養日の取り方を含めて、校長に届けることとし、原則として前後の週で土日両日とも休養日とする。

7 その他

- (1) 「部活動指導員」制度の活用については、県及び市の条件整備ができた段階から検討する。
- (2) 部活動指導手当（教員特殊業務手当）については、県の運用方針に沿って取り扱う。
- (3) 外部コーチに対して、年度当初に本方針について校長から説明する場を設け、理解と協力を得る。
- (4) 地域行事等の参加依頼があった場合には、部全体や該当者に関して可能な限り協力をする。
例）地域行事（夏祭り、子ども会・郷土芸能伝承等）・体育的行事（校区運動会、駅伝）など
- (5) 本方針は、年度初めに保護者等にも広報する。